

八王子市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画について

1. 計画の概要

八王子市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画は、八王子市の基本構想・基本計画である『八王子未来デザイン2040』における6つの都市像の一つ、「健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち」を基本理念に、障害者とその家族を支援する体制が充実し、地域住民とともに支えあいながら住み慣れた地域で生き生きと暮らすため、「自立支援の充実」「社会参加の促進」を図るしくみづくりとして策定するもの。

【障害者計画】

障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として策定するもの。国の障害者基本計画及び都の障害者基本計画を基本とするとともに、市の障害者の状況等を踏まえた施策に関する基本的な計画。

※ 令和5年4月から計画期間が始まる国の障害者基本計画と、東京都の現行の障害者基本計画の概要は別添資料のとおり。

【障害福祉計画】

障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画として策定するもの。厚生労働大臣が定める、障害福祉サービス及び相談支援並びに市の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して定める、障害福祉サービスの提供体制の確保等業務の円滑な実施に関する計画。次の事項を定める。

- 1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 3 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

【障害児福祉計画】

児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画として策定するもの。内閣総理大臣が定める、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して定める、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実

施に関する計画。次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

2. 新計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の方向性

①3つの計画は一体的に策定

障害福祉施策の総合的かつ横断的な取組を推進するため、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画は一体的に策定する。

②基本目標は現行計画を引き継ぐ

「全ての障害者が、必要な支援を受け、

社会参加し、地域で、安定し、

充実した自立生活ができるまちづくり」

※ 障害者計画の基本目標は、令和5年度（2023年度）から開始する国の「障害者基本計画」の基本理念、及び本市が進める「地域づくり」の考え方に合致していることから、策定する障害者計画の基本目標は現行どおりとする。

③次期計画の基本的な考え方

ア 障害者を地域で支え合える地域づくりを推進する。

イ 「地域生活への移行と相談体制の強化」、「障害児のサービス提供体制の構築」、「障害者就労のさらなる促進」の課題について重点的に取り組む。

ウ 福祉人材の定着・確保に向け、ICT化やDXなどを活用し障害福祉サービスを展開する。

エ 発達障害者（児）支援の体制づくりの構築

④施設整備の考え方

◎ 概ね現行計画の方向性（重度障害者向けの共同生活援助、短期入所施設及び日中活動の場の充実）を引き継ぐ想定

◎ 入所施設は一定数を確保する必要があることから、市の施策の推進に寄与する施設整備の考え方を検討

※ 現行計画の整備方針

◎ 特に必要性の高い、重度・重複障害者（児）や医療的ケアが必要な障害者（児）が利用できるグループホーム、一時保護施設、障害児通所施設の整備

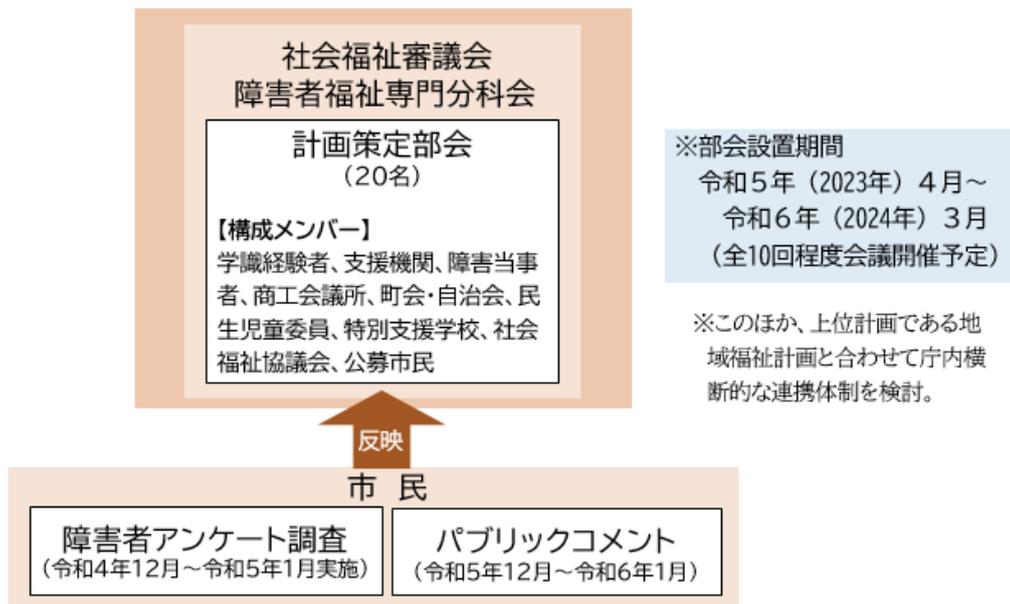
(2) 計画期間

障害者計画は、実績評価を十分に行った上で計画を策定するためにも、次期計画期間を6年と変更する。

また、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針が改正され、これまで3年とされていた計画期間を地域の実情によって柔軟な期間設定ができることとなったことから、障害者計画と併せて次期計画の計画期間を6年と変更し、一体的に障害福祉施策を推進する。

なお、国の指針の改定等によりサービスの成果目標及び活動指標との乖離が生じた場合は、中間見直しを行う。

(3) 策定体制



現行計画の『自立支援の充実』『社会参加の促進』を図るしくみづくり」という基本的な考え方を踏襲しつつ、国や都が示す指針等にも留意しながら策定していく。

(市の政策会議での主な意見)

- ・以前から議会でも特に関心が高い医療的ケア児や農福連携などで、八王子ならではの展開を、計画の中にはっきり示した方がよい。

2. 基本目標

すべての障害者が、必要な支援を受け、社会参加し、地域で、安定し、充実した自立生活ができるまちづくり

※ 市の政策会議において、基本目標は令和5年度(2023年度)から開始する国の「障害者基本計画」の基本理念、及び本市が進める「地域づくり」の考え方に合致していることから、策定する障害者計画の基本目標は現行どおりとすることが確認されている。

なお、基本施策については、確定していません、現行の計画の基本施策は次のとおり。

- ・安心して暮らせるまちづくり
- ・ともに学び、働き、社会参加するために
- ・ともに支えあうために